町田市 緑の基本計画 改定(案)[概要版]

「町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用」に向けて

皆さんのご意見をお寄せ下さい

町田市の緑の現状や、緑を取り巻く社会情勢の変化に対応した改定を行うため、昨年より検討を重ねてきましたが、この度改定案がまとまりました。

その内容をお知らせするとともに、広く市民の皆さんの意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

「町田市 緑の基本計画 改定(案)」の構成

本概要版は計画の要点をまとめたものであり構成が異なります。

序 章 緑の基本計画とは

・緑の基本計画の特徴 ・計画改定の趣旨

第1章 計画の改定にあたって

・改定のポイント ・改定の流れ ・計画の位置づけ ・計画の目標年次 等

第2章 町田市の緑の現況と課題

・町田市の緑の現況 ・町田市の緑の課題

第3章 町田市の緑の将来像と目標

・町田市の緑の将来像 ・緑の確保目標水準 ・緑の基本方針 等

第4章 町田市の緑のまちづくりに向けた施策の展開

・施策の体系 ・具体的事業の展開 ・計画の推進にあたって

資料編·用語解説

- ・町田市の緑を取り巻く現状 ・(旧)町田市緑の基本計画の取り組み実績
- ・町田市の緑に関する市民アンケート調査結果概要等

<募集期間>

11月21日(日)~12月20日(月)

< 資料の閲覧及び配布 >

素案の詳細は、町田市ホームページに掲載するほか、11月21日から以下の窓口で概要の閲覧及び配布を行います。

公園緑地課(木曽庁舎 1 階) 都市計画課(中町第 3 庁舎 1 階) 広報広聴課広聴係(本庁舎 1 階 市民相談室) 市政情報課(中町分庁舎 1 階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム 3 階) 各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所、木曽山崎・玉川学園文化の各センター、各市立図書館、町田市民文学館、相原中央公園、忠生公園、かしの木山自然公園、野津田公園、町田中央公園

< 意見提出方法 >

郵送 配布資料に添付されている専用封筒(料金受取人払郵便)を利用するか、公園緑地課(〒194-0033 木曽町 2185-1)へ

ファクシミリ fax 042 793 7617

Eメール mcity660@city.machida.tokyo.jp

窓口への提出 公園緑地課(木曽庁舎1階)ほか、上記資料配布窓口へ

<注意事項>

- ・書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先をご記入ください。
- ・電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
- ・ご意見への個別回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ・寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、3月上旬に公表します。
- ・それぞれの窓口で開庁日が異なります。資料の閲覧等の際はご確認の上おいでください。

町田市

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。これは、1994年にできた制度で、「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像、目標などの緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

2 計画改定の趣旨

町田市ではこれまで、多摩丘陵をはじめとした歴史的・文化的風土を今に残す、 緑を基調にした良好な都市環境の保全育成に努めてきました。1999年9月には、 「町田市緑の基本計画(以下、旧計画)」を策定し、都市公園等の緑地の配置や緑 化の推進をはじめとした、緑のまちづくりを進めてきました。

その後、10年が経過し、町田市の緑の現状や、緑を取り巻く社会情勢、関連法令などの変化を受けて、新たに策定するものです。

改定のポイント ~ 改定にあたって重視した点~

新たな緑の確保目標や目標水準の決定

目標を実現する具体的な取組みとそのスケジュールの提示

身近な公園が不足している地域への計画的な公園づくり

観光を視点に置いた、公園や歴史環境等の活用・整備

公園の管理や運営の適正化の推進

3 計画の目標年次

本計画の計画年次は、2011 年度から 2020 年度の 10 年間とし、2020 年度 を目標年次とします。

4 対象とする「緑」とその役割

本計画で対象とする「緑」は、樹林地や農地、草地、裸地、公園、水面などはもちるんのこと、計画的に保全・創出を図っていこうとする個人の家の庭や生垣、道路の街路樹なども含んでいます。



【生態系保全】

多様な生物の生息空間 生物の移動経路

【都市環境改善】

CO₂の吸収や大気浄化 ヒートアイランド現象の緩和 水辺環境の保全・形成 など

【安全・安心】

水害・土砂崩落抑制 避難拠点・経路の確保、延焼防止 安心して利用できる場の形成 など

【市民生活】

生活の豊かさの実感 市民参加機会の創出 など

【レクリエーション・文化】

身近な休養・遊び場の提供 自然や農とのふれあい 歴史・文化的資産の保全 観光拠点 など

【景観形成】

自然景観の形成 まち並景観の形成 風景・風土・景趣の保全・形成 など

【仕事(経済活動)】

農産物の生産基盤

など

など

町田市の緑の将来像と目標



町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の 保全・再生・活用

町田市の緑の将来像

多摩丘陵 1は、谷と尾根が織りなす谷戸地形からなり、その中で農業を中心とした住民生活の歴史的過程を通じた町田の風土を培うとともに、生物多様性を育む『里山』を育み、町田市民のみならず、首都圏に暮らす多くの人々にとって貴重な自然の恵みとなっています。

町田の環境文化²の担い手である多くの人々の参加により、 庭先と里山をつなぐ『多摩丘陵・里山回廊』を保全・再生し、 広がりのある多摩丘陵の緑とそこに源流を発する鶴見川や 境川、そして恩田川の貴重な自然の恵みを将来にわたって大 切に継承していきます。

町田の『里山』に息づく環境文化と今日まで継承されてきた 緑の『量と質』を守り育てるとともに、安全安心な地域の形 成、にぎわいと交流の創出、環境との共生から地球環境の保 全まで、様々なまちづくりに活かしていきます。

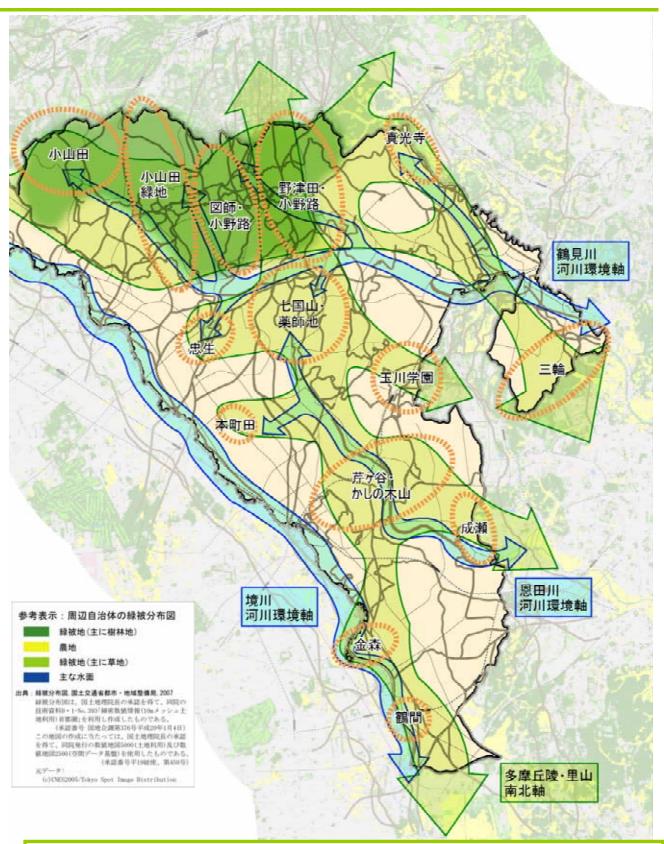
- 1 多摩川水系と境川水系に挟まれた地域である町田市全域を意味しています。
- 2 自然、歴史を含めて私たちがよりどころとする対象を「環境」と呼び、環境のなかで営まれる私たちの一切の活動を「文化」と呼ぶこととし、環境が文化を生みだし、文化が新たな環境を守りつくる。そのような相互的で継続的な営みを表しています。

凡例 水と緑の拠点 水とみどりの広域拠点 多摩丘陵・里山軸 河川環境軸 身近な緑創出エリア 縁と歴史の散歩道

【緑の確保目標水準】

目標(1)	対象範囲	現況値 2010 年
(1)緑地の確保目標 公園緑地等	町田市全体 (約7,164ha)	概ね 28.9% (約 2,071ha)
公園緑地寺 制度上安定した緑地	市街化区域	概ね 21.5%
社会通念上安定した緑地	(約5,480ha)	(約1,177ha)

目標値 2020 年度末	長期目標値 概ね 20 年
概ね 30.0% (約 2,220ha)	概ね 32% (約 2,310ha)
概ね 21.8% (約 1,195ha)	



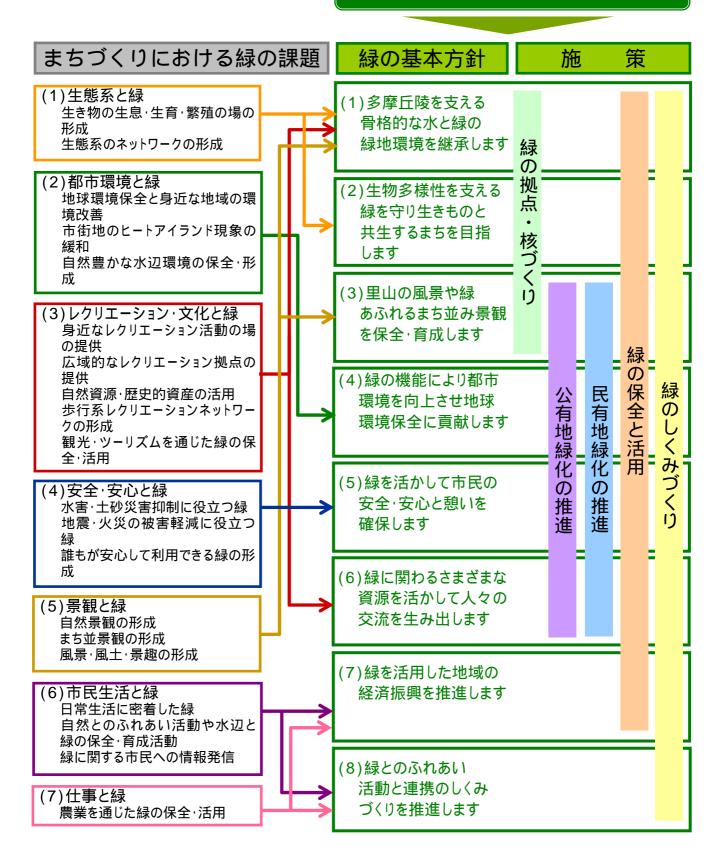
目標値(2) 及び(3)	指標	現況値 2010 年
(2)都市公園等の	市民一人当たり面積	17.8 ㎡ / 人
緑地の整備目標	不足地域の街区公園計画区域数	-
(3)緑に対する	緑が豊かであると思う市民の割合	73.6%
市民満足目標	緑の環境に満足している市民の割合	36.1%

緑の基本方針と緑のまちづくりに向けた施策の展開

1 緑の基本方針 と施策の体系

基本理念

町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の 保全・再生・活用



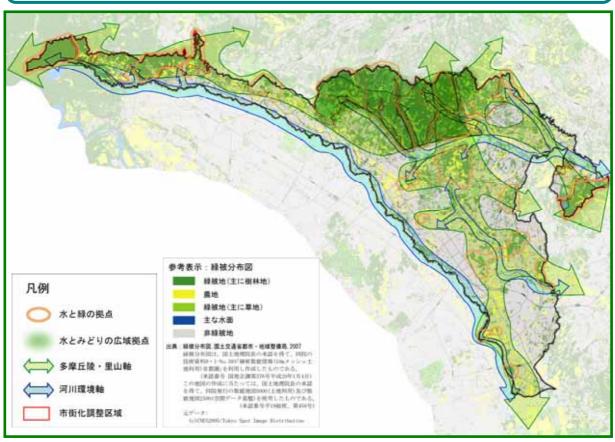
2 施策の展開(具体的事業)

基本方針(1)

多摩丘陵を支える骨格的な水と緑の緑地環境を継承します

多摩丘陵に広がる樹林地や農地、源流から河口へとつながっている河川、そして、その河川沿いに広がる緑。これらは町田市民だけでなく、首都圏に暮らす人々にとって重要な自然環境となっており、「町田の緑の将来像」の構成要素にも位置づけています。

これら、骨格的な緑地環境を形成する多摩丘陵を、国・都及び関係自治体などとも連携を図りながら、守り、育て、活用を図りながら次世代に継承していきます。



施策	具体的事業(個別施策)	実施主体		/関連主体	
/心块	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
	身近な都市公園の整備				
緑の拠点・核づくり	拠点となる都市公園の決定・整備				
	都立公園等の整備促進				
	緑地保全の森や市民の森の指定拡大				
緑の保全と活用	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進				
	里山の適正な更新と活用				
緑のしくみづくり	緑地の保全や活用計画の策定				
が来りりしくひょうくり	町田緑地保全基金等の充実				

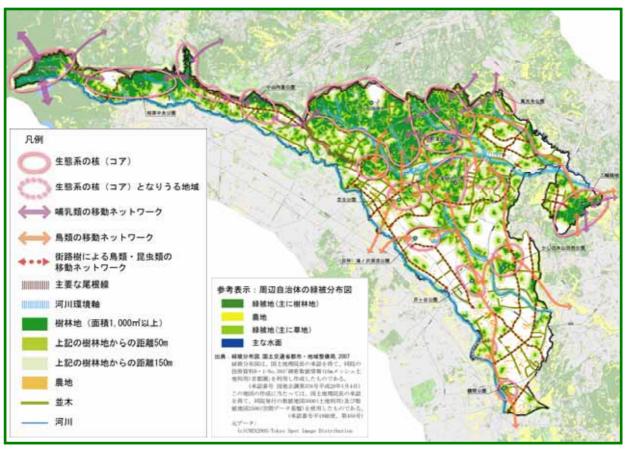
基本方針(2)

生物多様性を支える緑を守り生きものと共生するまちを目指します

町田市は首都圏近郊にありながら、多摩丘陵をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた都市といえます。また、多摩丘陵の尾根に残る緑の連なりや水系は、市域、さらには都県を越えて、生きものの命を支える生態系ネットワークを形成しています。

国の『生物多様性国家戦略 2010』においても、「いのちと暮らしを支える生物多様性」の視点を掲げており、その生物多様性を育む水と緑の環境を、国・都及び関連自治体などとの広域的な連携により保全・再生し、豊かな多摩丘陵の自然環境と共生していきます。

そのためにも1999年に策定されている『まちだエコプラン』の実践に努めます。



施策	具体的事業(個別施策)	実施主体 /		/関連主	'関連主体	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政	
	身近な都市公園の整備					
緑の拠点・核づくり	拠点となる都市公園の決定・整備					
	河川環境軸の旧河川・囲繞地の緑地整備					
緑の保全と活用	緑地保全の森や市民の森の指定拡大					
級の休主と石田	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進					
	緑の保全活用団体の支援					
緑のしくみづくり	市民ボランティアや団体の育成					
	緑地の保全や活用計画の策定					

基本方針(3)

里山の風景や緑あふれるまち並み景観を保全・育成します

人々の歴史と自然がつくりあげた四季折々の美しい多摩丘陵の自然景観、清流やホタルを育む谷戸地形、川沿いに広がる田園風景、尾根づたいの散歩道、小野路の宿の歴史的まちなみや旧道など歴史と自然が織り成す里山の風景、三輪緑山などの住宅地に見られる生垣や街路樹、恩田川を始めとする河川沿いの並木など緑溢れるまち並み景観は、町田の特徴的な景観(景趣)を形成しています。

このような町田の"景趣"を、市民が主体になって守り、育て、次世代に引き継いでいきます。



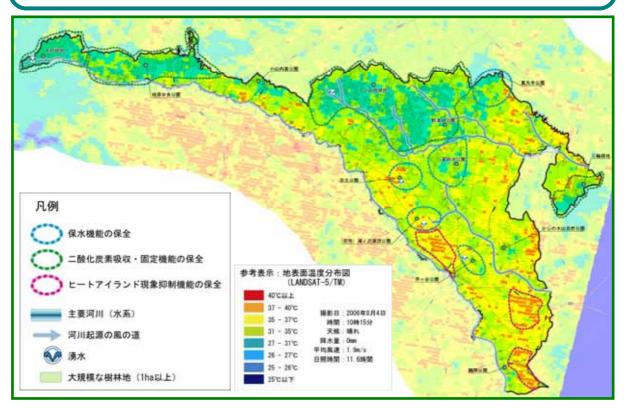
施策	具体的事業(個別施策)	実施	主体	/関連主	体
他 來	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
	尾根緑道の整備				
緑の拠点・核づくり	身近な都市公園の整備				
	拠点となる都市公園の決定・整備				
	街路樹の整備				
公有地緑化の推進	河川環境の整備				
	市民協働による花と緑のまちづくり				
民有地緑化の推進	条例等による開発の指導・誘導				
	緑地協定の締結促進				
氏行地線化の推進	屋上・壁面緑化の推進				
	花のまちかどコンクール				
	緑地保全の森や市民の森の指定拡大				
緑の保全と活用	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進				
緑の体宝で活用	保護樹木等の指定				
	水田の保全				
緑のしくみづくり	緑化基準の導入				
元米 しょし くの アントリ	緑化支援策の整備				

基本方針(4)

緑の機能により都市環境を向上させ地球環境保全に貢献します

源流域に広がる樹林地は、水源かん養の役割を担っているほか、谷戸の地形や樹林地が 市内に残る貴重な湧水を支えています。また、町田の「里山」は、人の手で維持されて きた「二次林」であり、適正な管理が行われることで二酸化炭素を吸収する役割を持っ ています。さらに、街路樹などのつくる緑陰や建物の壁面や屋上等への緑化は、人工物 で覆われる市街地の暑熱環境を緩和してくれます。

「里山」の緑の保全や適正な維持管理、さらには、市街地における緑化の推進により、 市民の生活環境や都市環境を向上し、僅かではあるが地球環境の保全にも貢献すること を市民に対して示していきます。



施策	具体的事業(個別施策)	実施	主体	/関連主	'関連主体	
旭 束	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政	
	街路樹の整備と適正管理					
 公有地緑化の推進	河川環境の整備					
公有地線化の推進	屋上・壁面緑化等の推進					
	学校施設の緑化推進					
	条例等による開発の指導・誘導					
民有地緑化の推進	緑地協定等の締結促進					
	屋上・壁面緑化の推進					
	民有緑地保全事業					
緑の保全と活用	里山の適正な更新と活用					
	水田の保全					
緑のしくみづくり	緑化支援策の整備					
が来りしてかりて	市街地の緑被現況図の作成					

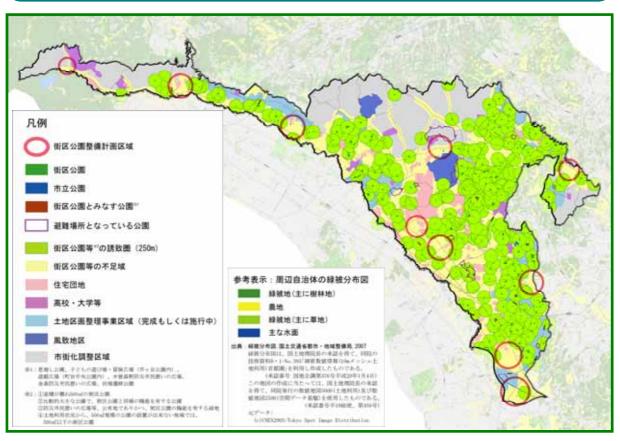
基本方針(5)

緑を活かして市民の安全・安心と憩いを確保します

市民に身近な公園緑地や農地などのオープンスペースは、災害発生時の避難地や避難路、火災など被害の拡大を防ぐ役割を持っています。

その一方で、公園緑地内では事故や犯罪などの発生の可能性があるほか、丘陵部の樹林地等には、土砂災害の発生の恐れのある急傾斜地なども含まれます。

災害時などに市民の安全・安心を支えるオープンスペースを適正に配置するとともに、 市民の誰もが安全に、また安心して利用できる公園緑地等の空間を提供し続けます。



施策	具体的事業(個別施策)	実施	主体	/関連主	体
心块	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
公有地緑化の推進	街路樹の整備				
公子で派しい住庭	屋上・壁面緑化等の推進				
民有地緑化の推進	条例等による開発の指導・誘導				
氏有地線化の推進	民有地緑化の助成制度の導入				
緑の保全と活用	災害時協力農地の指定				
然の休主と石田	公園緑地の安全安心できる適正な管理				
緑のしくみづくり	公園施設の長寿命化計画及び再整備計画の策定				
	公園管理台帳の適正な管理及び公園管理台帳システムの導入				
	公園移動円滑化計画及び再整備計画の策定				

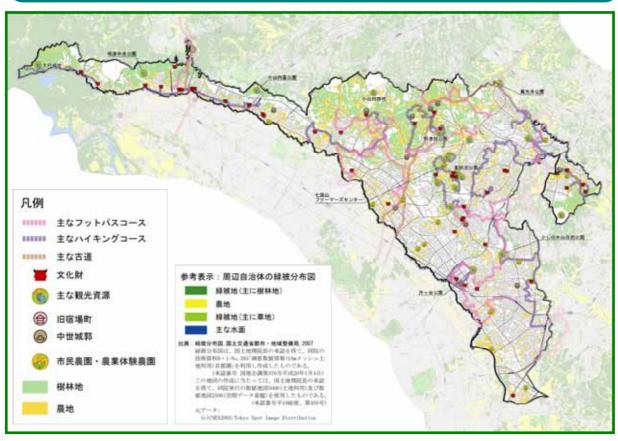
基本方針(6)

緑に関わるさまざまな資源を活かして人々の交流を生み出します

町田市は首都圏近郊にありながら、多摩丘陵の里山風景など豊かな自然環境や、遺跡や伝承地などが残る古道や古街道を始めとした歴史的資産に恵まれています。

また、市街地においては、「花壇コンクール」や「さくらまつり」など花や緑をつかったまちづくりが活発に行われています。

歴史的資産をはじめ、地域の保有する緑に関わるさまざまな資産を発掘・活用し、人々の交流を生み出します。



施策	具体的事業(個別施策)	実施主体		/関連主体	
心 束	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
公有地緑化の推進	市民協働による花と緑のまちづくり				
公司地深心切住连	史跡・文化財周辺の緑化				
民有地緑化の推進	花のまちかどコンクール				
	フットパス振興事業(環境整備)				
緑の保全と活用	(仮称)小野路宿通り観光交流センター整備事業				
	公園等施設の利用促進事業				
緑のしくみづくり	フットパス振興事業(情報発信)		·		

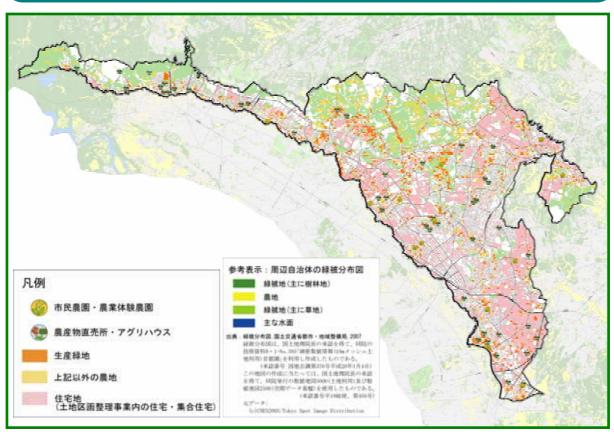
基本方針(7)

緑を活用した地域の経済振興を推進します

市内の貴重な緑地の 1 つである農地は、生産活動の場でもあります。また、公園や樹林地など農地以外の緑地も観光を支える場となっています。

農地の保全においては、その前提として農業経営の魅力向上が必要であるほか、緑を活かした観光という経済活動を支えるためには公園や樹林地などの環境を保全するための守り手や担い手が必要になります。

このため、営農環境の保全・整備や、新たな農ブランドの育成による農業の魅力向上、さらには、緑の観光資源を支える新たな雇用の創出など経済活動のしくみを構築します。



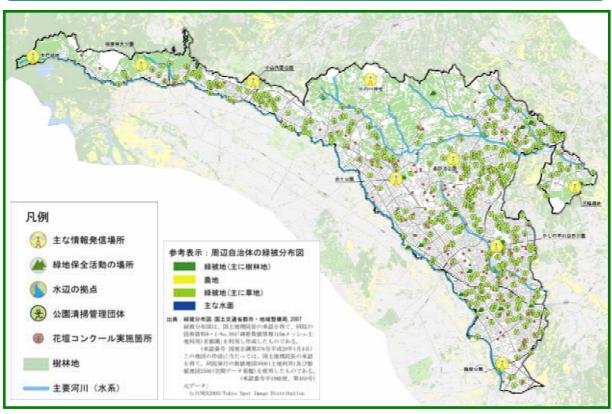
施策	具体的事業(個別施策)	実施	主体	/関連主体	
	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
	都と連携したクラインガルテン整備				
緑の保全と活用	市民農園・体験農園の整備・保全				
	生産緑地の保全				
	市民農園や農業体験農園等の活用推進とその支援				
緑のしくみづくり	援農施策の推進				
	地産地消を支える仕組の構築				

基本方針(8)

緑とのふれあい活動と連携のしくみづくりを推進します

市民活動の活発な町田市では、緑とのふれあい活動も各地域で活発に行われています。こうした活動の活発化は、地域のコミュニティ形成や地域文化の継承にも役立ちます。また、近年では市民やNPO等に留まらず、事業者の活動参加ニーズが高まっており、既に丘陵地などで保全活動などへの参画もみられます。

このような緑とのふれあい活動や保全活動を、より一層充実していくために、市民、NPO、事業者等の活動支援と連携の仕組みづくりを進めます。



施策	具体的事業(個別施策)	実施主体 / 関連主作			.体	
	ルス	を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	市民	NPO	事業者	行政
		取組み内容に関する情報発信				
	緑のしくみづくり	市民協働による公園緑地及び保全緑地等の管理及びその支援				
		指定管理者制度による公園緑地の適正な管理運営の検討				

3 計画の推進にあたって

計画の推進体制を形成します

関係自治体や関係各方面との連携を図ります

計画推進のための財源の確保を図ります

計画の点検・評価・改善の仕組みを導入した進行管理を行い、結果を公表します